

2023年2月17日

各位

会社名 株式会社ジーフット
代表者 代表取締役兼社長執行役員 木下 尚久
コード番号:2686
東証スタンダード市場・名証プレミアム市場
問合わせ先 経営企画部長 中村 好昭
電話番号 03-5566-8215

親会社からの資金の借入に関するお知らせ

当社は、2023年2月17日開催の取締役会において、下記の通り当社の親会社であるイオン株式会社（以下「イオン」という。）との間で資金の借入（以下「本取引」という。）を行うことを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 資金借入の経緯及び理由

当社は、2023年2月期より収益構造の抜本的な見直しに取り組み、新型コロナウイルス感染症の影響により毀損した自己資本の増強と安定した財務基盤による経営基盤の再構築を実現させるべく事業再生に取り組んでおります。しかしながら、新型コロナのオミクロン変異株の感染拡大によりまん延防止等重点措置に伴う行動制限が行われたことや、その後の新型コロナウイルス感染症第7波の影響等により、客数が当初想定から大きく乖離し、結果、2023年2月期第2四半期連結累計期間の決算発表において通期連結業績予想を修正するに至りました。

このような状況を踏まえ、当社は、A種株式発行の際に策定した事業再生計画をさらに確実にかつ迅速に推進し、また、財務基盤の安定化のため運転資金の確保を行うべく、イオンによるさらなる経営支援による手元資金の確保が必要であるとの考えに至り、2022年10月5日、当社よりイオンに対して資金面や事業面の経営支援の要請を行い、イオンと協議・交渉の結果、本借入を行うこととなりました。

2. 借入の内容

- 借入先 : イオン株式会社
- 借入金額 : 5,000百万円(5,000百万円を極度額とする極度貸付契約)
- 借入利率 : 変動金利(みずほ銀行の短期プライムレート+0.3%)
※みずほ銀行の短期プライムレートに連動して3カ月毎に改定
- 借入期間 : 2023年2月28日から2024年2月29日までの間
- 借入の返済: 個別の借入れ時に定める日
- 担保の有無: 無
- 保証の有無: 無
- 遅延損害金: 本取引約定書に基づく債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対して年14%(365日の日割計算)の割合の損害金を支払う

3. 支配株主との取引に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性および少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本取引は、イオンが当社の親会社であり支配株主に当たることから、当社にとって支配株主との取引等に該当します。当社が2022年5月19日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、「親会社であるイオン株式会社及びイオングループ各社との取引条件の決定については、一般取引条件の決定と同様に、市場相場に基づいた交渉の上、合理的な判断に基づき決定しております。また当該取引にあたっては、法令、社内規定に基づき、取引条件が一般的な取引と同等であること等を確認の上、実施の可否を決定し、取引内容及び取引条件が関連当事者ではない者との取引と同様であることが明白であり、かつ、重要でないものを除く取引については取締役会による承認を要することとしており、少数株主の利益を害することがないように努めております。」と定めております。

この点、当社は、本取引について、イオンからの経営の独立性の確保に努めており、さらに下記(2)および(3)に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本取引に係る決定を行っております。

このような対応の結果、本取引は当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本取引の公正性を担保するための措置として、借入利率は、当社の経営環境下で財務基盤の安定化に必要な資金の確保を行うべく、短期プライムレート(年1.475%)の市場金利や一般的な取引条件等を参考に、既存借入利率と比べ妥当な条件であることを確認の上で決定し、返済期限については、既存借入金と比較して短いものとし、金融機関等の第三者との取引と同様にイオンとの本取引に関する条件等を決定しております。また、下記(3)に記載のとおり、当社および借入先から独立した社外取締役より本取引に関する意見を取得しております。

当社の取締役のうち、イオンの子会社の執行役員を兼務している湊博昭氏は、利益相反の疑義を回避する観点から、本取引に関する取締役会の審議および決議には参加しておりません。また、2019年3月までイオンの子会社の従業員であった木下尚久氏、2021年12月までイオンの従業員であった井上紀一氏、2021年3月までイオンの子会社の取締役であった青山和弘氏は、当該3名が決議に参加しない場合には決議の定足数を欠くことになること、他方、当該3名はイオンまたはイオンの子会社における地位を喪失した後、既に相当期間が経過しており、また、本取引の内容にも鑑みると、利益相反が懸念される状況にはないことから、本取引に関する取締役会の審議および決議に参加しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、当社およびイオンから独立した当社の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届けている柴田昭久氏および荒川正子氏より、①当社の事業構造改革の推進及び経営の安定化のための手元資金を迅速に調達することの必要性に不合理な点は無く、②本取引の条件も妥当であり、③公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置も図っていることから、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられ、その他に、かかる判断に抵触する特段の事情は認められない旨の意見を頂戴しております。

4. 業績に与える影響

本取引による当期(2023年2月期)の業績への影響については、軽微であると見込んでおります。来期(2024年2月期)以降の業績に与える影響につきましては、精査した上で、適時適切に開示してまいります。

以 上